平成２５年（フ）第３７６号
北海道恵庭市中島町４丁目11番地８　若草マンション102号
債務者　黒田　雪江
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９０号
札幌市厚別区青葉町13丁目３番16号　ノースピア青葉Ｂ棟101号
債務者　古川　清範
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９３号
札幌市中央区宮ケ丘３丁目３番８号　神宮ハイツ102号
債務者　小高　桂子（旧姓三本）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０号
高崎市飯塚町1250番地４　市住Ａ３棟305号
債務者　田中　明美（旧姓武井）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１３７号
愛知県半田市岩滑高山町４丁目６番地
債務者　福田　昌次
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０５号
愛知県小牧市大字横内422番地１　メゾンエクセル202号
債務者　生野ブリトこと　ＢＲＩＴＯ　ＣＬＥＢＥＲＶＡＬＤＯ　ＩＫＵＮＯ
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１７号
名古屋市中川区吉津２丁目911番地　シュテルン加藤103号、従前の住所名古屋市中川区新家１丁目1101番地　宮田荘10棟504号
債務者　長坂　篤憲
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１号
堺市南区新檜尾台２丁２番３―418号
債務者　藤原　義則
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９２号
大阪府高石市取石３丁目15番46号
債務者　北山　　岳
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
大阪府高石市加茂２丁目31番２号
債務者　安福　純二
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
大阪府高石市加茂２丁目31番２号
債務者　安福　眞雪
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
堺市西区山田３丁913番地３　ボナンザ南山田302号
債務者　芝谷　清治
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
大阪府羽曳野市碓井４丁目８番２―507号
債務者　西浦　艶子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
奈良県大和高田市大字築山170番地１　メゾンショコラＡ棟105号
債務者　中村アリサ（旧姓川野）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
堺市南区庭代台２丁１番21―101号
債務者　中村　幸好
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
堺市南区庭代台２丁１番21―101号
債務者　中村　節子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４号
広島県三次市三次町1122番地３、前住所広島県三次市十日市東４丁目11番18号
債務者　野白　好恵
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
広島地方裁判所三次支部